

令和 8 年 10 月 1 日
消防局総務部職員課 担当 鈴木 (972-3511) 伊藤 (972-3513)

市政記者クラブ 様

職員の懲戒処分について

下記のとおり、本日付で職員(4名)の懲戒処分を発令しましたのでお知らせします。

記

1 盗撮及びストーカー行為について

(1) 事案の概要	令和8年1月1日(木)午前0時頃、自宅アパートの下階居室内をベランダ越しにスマートフォンで撮影していたところ、居住者の男女がカメラを向けられていることに気づき、110番通報を行った。これを受け、同日午前2時頃、駆け付けた警察官により警察署へ任意同行を求められ、事情聴取の結果、本件以外にも、同居室内を過去に約10回撮影していたほか、自宅に宿泊していた知人女性2名をそれぞれ脱衣所に設置したカメラで撮影していたことが判明した。 なお、同居室内を撮影した盗撮行為については、捜査の結果、不起訴処分とされた。 また、令和8年3月10日(火)には、警察署から下階居住者の女性に対するストーカー行為による警告書の交付を受けた。 さらに、令和8年6月2日(火)午後6時30分頃、自宅付近において、帰宅途中の面識のない女性に対して、同女性が居住する共同住宅郵便ポスト前で声をかけ、さらに、同月22日(月)午後6時15分頃、帰宅途中の電車内において同女性を偶然見かけたことから再度声をかけた。これを受け、同女性が恐怖を感じて警察に相談し、同月29日(月)、警察署からストーカー行為による警告書の交付を受けたものである。
(2) 被処分者の所属 補職(階級) 処分内容	消防局 消防官(消防士長) 男性 26歳 免職
(3) 処分年月日	令和 8 年 10 月 1 日
(4) 消防局長コメント	市民の皆様の生命・身体・財産を守る責務を担う消防官が、このような重大な不祥事を起こしたことを深くお詫び申し上げます。 事態を厳粛に受け止め、不祥事の撲滅に向けてコンプライアンス意識の一層の向上を図り、全職員一丸となって、信頼回復に努めてまいります。

2 行政文書の改ざん等の不適切な事務処理について

(1) 事案の概要	当該職員が令和 2 年度から令和 7 年度にかけて在籍した消防署において、不適切な行為（行政文書の未決裁処理、手抜き査察及び行政文書の改ざん）を行っていたことが判明したもの。
(2) 被処分者の所属 補職（階級） 処分内容	消防局 消防官（消防士長） 男性 34 歳 減給 10 分の 1 6 月
(3) 処分年月日	令和 8 年 10 月 1 日
(4) 消防局長コメント	市民の皆様の生命・身体・財産を守る責務を担う消防官が、立入検査に関する虚偽報告や行政文書の不適正な取扱いなど、消防行政に対する信頼を損なう不適切な行為を行いましたことを深くお詫び申し上げます。 事態を厳粛に受け止め、不祥事の撲滅に向けてコンプライアンス意識の一層の向上を図り、全職員一丸となって、信頼回復に努めてまいります。

3 「暴行・けんか」及び「酩酊による粗野な言動等」について（2名）

(1) 事案の概要	令和7年11月8日（土）、当該職員2名は居酒屋3店舗において飲酒後、名古屋市中区錦三丁目地内の路上を歩行中、3人組のうちの1名と当該職員のいずれかの身体が接触したことを契機に口論となり、喧嘩へと発展した。さらに、別のグループ（5～6名）も加わり口論となったことから、当該職員が警察へ通報し、駆け付けた警察官に対し状況を説明した。 令和7年12月16日（火）、警察署において当該職員2名が事情聴取を受けたものである。
(2) 被処分者の所属 補職（階級） 処分内容	消防局 消防官（消防士長） 男性 32歳 減給10分の1 3月 消防局 消防官（消防士長） 男性 31歳 減給10分の1 1月
(3) 処分年月日	令和8年10月1日
(4) 消防局長コメント	市民の皆様の生命・身体・財産を守る責務を担う消防官が、公務外において飲酒後に路上で暴行やけんか等の不適切な行為を行い、市民の皆様の信頼を損なう事案を発生させましたことを、深くお詫び申し上げます。 事態を厳粛に受け止め、不祥事の撲滅に向けてコンプライアンス意識の一層の向上を図り、全職員一丸となって、信頼回復に努めてまいります。